

令和4年度第2回白井市指定管理者選定審査会 会議録（概要）

1. 開催日時 令和4年10月7日（金）午後1時30分から午後4時30分
2. 開催場所 白井市役所本庁舎2階災害対策室2・3
3. 出席者 寺嶋会長 清水副会長 上田委員 中川委員 坂巻委員 山下委員
4. 欠席者 なし
5. 事務局 公共施設マネジメント課 鈴木課長 落合副主幹 石福主査補
障害福祉課 鈴木課長 岩井主任主事
6. 申請団体 社会福祉法人フラット（3名）
7. 傍聴者 なし（非公開）
8. 議題 議題1 しろい市民まちづくりサポートセンターの指定管理者の選定に関する答申について
議題2 白井市障害者支援センターの指定管理者の候補者の選定及び答申（案）の決定について

9. 議 事

●事務局

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第2回指定管理者選定審査会を開催いたします。

本日はお忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。本日、進行を務めます公共施設マネジメント課の石福と申します。よろしくお願いいたします。

本日のスケジュールは、次第に基づき二つの議題について審議し、午後4時30分の終了を見込んでおります。

なお、本会議は、審査に関する情報のため、非公開となっています。

また、過半数の委員の出席により会議が成立していることを御報告します。

それでは、開会に当たりまして、寺嶋会長から御挨拶いただきます。寺嶋会長、よろしくお願いいたします。

●会長

よろしくお願いいたします。

今年度はこちらで2件目、最後になります。しっかりと審査していきましょう。よろしくお願いいたします。

●事務局

寺嶋会長、ありがとうございました。

それではここで、本日の資料の確認をします。左側、クリップでとめてある資料になりますけれども、まず次第ですね。それからその次、議題1、議題2と書かれている、3番目にスケジュールなどが書かれている資料が1枚。その次、右上に資料1とホチキスどめされているものが1枚。その次、右上に資料2と書かれている審査票の(案)、これが1枚。最後に、価格評価における点数の計算ですね。これは、右上に参考(非公開資料)と書かれているものです。資料のほうはおそろいでしょうか。大丈夫ですかね。

それから、先日送付させていただきました募集要項と、あと申請団体さんからの申請書、あとは条例等お持ちでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは続きまして、本日の審査会の出席者を紹介します。

本日は、白井市障害者支援センターの指定管理者の候補者の選定を行います。施設の所管課であります障害福祉課の鈴木課長です。担当の岩井です。

本日は、このような体制で審議をお願いしたいと思います。

障害福祉課の職員は、議題2のほうで白井市障害者支援センターの指定管理者の募集について説明を行います。

それでは、これから議事進行を会長にお願いし、議題に入ります。会長、よろしくお願いします。

●会長

それでは、お手元の次第により、議題に入りたいと思います。

初めに、議題1、しろい市民まちづくりサポートセンターの指定管理者の候補者の選定に関する答申について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

●事務局

それでは、議題1、しろい市民まちづくりサポートセンターの指定管理者の候補者の選定に関する答申について説明いたします。

本日、お手元に配付した資料の資料1を御覧ください。これは、例年実施している指定管理者の候補者の決定のフォーマットを前回皆様に審議いただきました審議結果と選定理由を加えて作成したものです。資料1の1ページ目、表紙については、市の答申書の様式となっております。

続きまして、1枚めくっていただきまして、2枚目は、こちらも今までの定型的な表現となっておりますが、第2段落で、サービス等の評価点数が最低評価基準点5点掛ける審査項目12項目掛ける6人で360点を上回っていること。ちなみに、この点数を下回っていると失格となります。

さらに、審査項目としては、12番目になりますが、団体の経営状況について、委員の平均点が最低基準点である5点を超えていること。つまり、前は6人の委員で選定してい

ることから、30 点を超えていることが条件となりますが、42 点があったことから申請団体の財務状況が健全であることを記述しています。こちらについても、30 点を下回る場合は失格となります。

この 2 点について記述した上で、指定管理者の候補者として特定非営利活動法人ワーカーズコープを候補者として答申することとしています。

また、この審議会では、候補者が辞退した場合の優先順位、第 2 位を決定することとなっていますので、次点としてシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社東関東支店を選定し、答申しているところです。

続きまして、3 ページ目を御覧ください。

こちらの点数につきましては、事務局で先に提出いただいた審査結果を入力して確認しておりますので、上段の主な選定理由を御覧ください。こちらにつきましては、前回御提案いただいた内容について、事務局で文章としてまとめたものです。

選定理由の一つ目として、市民団体の支援に特化した講座が多く提案されており、より施設の目的に沿った運営が期待できること。こちらは、中間支援施設としての施設の目的に沿った講座が多く提案されていたことを記述したものです。

2 点目は、市内の他施設の指定管理者であることから、施設間の連携による相乗効果が期待でき、更なる市民サービスの向上が望めること。現在、市内の他施設の指定管理者として指定管理を行っており、その施設を本施設の運営に反映することができる。また、本施設で得た新たなニーズを現在の指定管理施設に反映させることができるなど、施設間の連携による相乗効果により、更なる市民サービスの向上が期待できることを記述したものです。

3 点目は、施設運営への費用対効果が優れており、充実した市民サービスの提供が期待できること。こちら、コスト面に関することとなりますが、収支計算書から提案額の大半を施設運営に見込んでいることが読み取れる内容となっており、充実した市民サービスの提供が期待できるということを記述したものです。

続きまして、4 ページ目、こちらは次点のシダックスの結果になります。こちらについては、いずれも事務局で点数は確認しております。

以上で議題 1、前回の審査結果を踏まえた答申（案）の決定について説明を終了します。答申（案）の決定をお願いしたいので、よろしくお願いいたします。

なお、決定いただいた後は、例年どおり、文書で市長に答申を行いたいと思っております。

●会長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様で、今回、議題 1 の資料として事務局が作成した答申（案）につ

きまして、修正したい箇所や事務局に内容を確認したい箇所等ございましたら、質問お願いいたします。質問の場合は挙手の上、指名された後にお願いいたします。

何かありますでしょうか。大丈夫ですかね。

では、以上の結果を基に、答申（案）として決定してよろしいでしょうか。

では、提案いただいた案を答申として決定いたします。

●事務局

ありがとうございました。それでは、本日付で答申いただくということといたします。

●会長

では、続きまして、議題２、白井市障害者支援センターの指定管理者の選定及び答申（案）について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

●事務局

議題２、白井市障害者支援センターの指定管理者の選定及び答申（案）について、事務局から説明いたします。

本日、この議題で決定していただきたいのは、一つ目が審査方法、具体的には審査票になります。二つ目が指定管理者の候補者の選定。三つ目が答申（案）の決定となります。一つの議題で関係して決定いただくものが三つとなりますが、よろしくをお願いいたします。決定していただくものが、いずれも関係してくるものとなりますので、その都度、説明を行って、その都度、決定をいただくということでよろしいでしょうか。

●会長

はい、問題ありません。

●事務局

ありがとうございます。

それでは、決定していただきたい事項の一つ目、審査票について説明を行います。お手元の資料２のほうを御覧ください。

資料２は、基本的には前回の審査票と同じものとなっております。前回のしろい市民まちづくりサポートセンターと異なる点としましては、１点目は、まちづくりサポートセンターは市役所内に設置された施設であることに対して、障害者支援センターは単独の建物、施設ですので、施設設備の維持管理について、管理運営費の削減方法についての２項目が追加となっています。

２点目は、前回ありました利用料金についての項目ですが、今回、利用料金を徴収する

生活介護事業、放課後等デイサービス事業については、各法令の規定により費用が決まっているため、利用料金についての項目はありません。

3点目は、1ページ目に戻りまして、サービス等の評価点の点数の配点です。前回は12項目で、10点が11項目、5点が1項目で、1人115点満点でしたが、今回は13項目で、10点が12項目、5点が1項目となるため、1人125点満点となります。

また、このことにより、価格評価点数の違いはありませんが、総評価点数は前回は131点満点であったのに対して、今回は141点満点となります。以上3点が異なるもので、その他の違いはありません。

以上で審査票の説明を終わります。審査票の決定について御審議願います。

●会長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様で審査票の内容についての質問や、事務局に内容を確認したい箇所等ございましたら、質問お願いいたします。いかがでしょうか。

では、問題ないようですので、審査票を決定することとします。

では、続きまして、事務局のほうから説明をお願いいたします。

●事務局

ありがとうございます。

それでは、今回決定していただきました資料2を基にした審査票を配付いたしますので、少々お待ちください。

それでは、よろしいでしょうか。それでは、お手元に今、配付した審査票と、あらかじめ配布したA3の非公開資料を基に、具体的な審査について説明いたします。審査票の3ページ、(8)の類似施設の運営実績については5点満点となっていますので、御留意ください。

続いて、同じく3ページの一番下、(13)の団体の経営状況については、皆さんの合計が30点を下回る場合は失格となりますので、御注意ください。

続きまして、4ページの14、15については、各8点満点で合計16点となりますが、そのうち14の提案額の審査については、Aに0.8点、Bに2.7点、あらかじめ、合計3.5点が入っています。こちらは、提案額により自動的に計算されるものとなっております。

詳細については、A3の資料を御覧いただきたいと思います。今回の社会福祉法人フラットの提案額、5年間で4,656万3,000円は、市の上限額である5年間で4,766万9,000円に対して97.68%の提案額となりますが、この提案額に対する固定式点数Aが、計算の結果0.8点となっております。

一方、変動式点数Bは、応募団体の提案の中で最低点数の比較となりますが、今回の提

案は1者のみとなりますので、提案の2.7点となっております。

以上、審査票の説明について終了します。

●会長

審査方法について、何か事務局に確認することはございますでしょうか。大丈夫ですかね。

ないようでしたら、審査に入りたいと思います。

では、事務局のほうから説明をお願いいたします。

●事務局

それでは、具体的に白井市障害者支援センターの指定管理者の候補者の選定に関する審査について説明をいたします。

初めに、候補者の選定に当たり、施設担当課の障害福祉課から、本日審査する白井市障害者支援センターがどのような施設なのか、その施設の設置目的と概要について、指定管理者を募集するに当たり、市がどのように募集をかけて、どんな団体から申請があったか、応募資格や提出書類に不備がなかったかなどについて説明をしていただきます。

それでは、〇〇課長、よろしくお願いいたします。

●担当課（障害福祉課）

それでは、白井市障害者支援センター指定管理者候補者選定審査に関し御説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、この障害者支援センターにつきましては、前回、5年前の指定管理者の選定までは非公募としておりましたが、今回から公募に変更をいたしました。

理由としましては、前回の指定以降、県内、市内に同種のサービスを実施する事業者が増えていること、また、公募の実施によりサービスの質の更なる向上を目指すことで、長期的に見て利用者や家族の利益につながるというふうに判断したことがございます。

なお、今回の指定管理者の選定に当たりまして、利用者の保護者から、現在、指定管理者として選定されている法人、今回の候補者になりますけれども、この法人に今後も運営を継続してほしいという旨の要望がありまして、保護者会から要望書が提出をされております。

それでは、概要について御説明をいたしますので、お手元の指定管理者募集要項の1ページの最初の1の1、施設の目的を御覧ください。

障害者支援センターの目的は、障害者の自立した日常生活や社会参加を支援することにより、障害者の福祉の向上を図ることとなります。

次に、2番の施設の概要を御覧ください。（2）所在地ですけれども、本施設は南山1丁

目、千葉ニュータウン事業の開発により整備された住宅街の中にある施設でございます。施設の概要につきましては記載のとおりであり、作業訓練室、浴室、相談室など障害者サービスの提供に必要な施設内容や設備となっております。

続きまして、2ページをお開きください。3の（1）ですが、施設の基本方針は質の高いサービスにより、障害者の自立した日常生活と社会参加を支援すること。また、相談支援事業の担い手として、本市の障害者福祉の拠点施設としての役割を果たし、障害者の福祉の増進を図ることにあります。

また、（2）の維持管理、運営方針の②に記載しておりますとおり、公の施設であることを踏まえて、重度重複障がい、強度行動障がい、医療的ケア、その他支援に専門的なスキルを要する障がい児者の受け入れを積極的に行うこととし、そのための人員体制を確保することを具体的な運営の方針としております。

続きまして（3）ですが、業務の範囲につきましては、①のセンターの施設及び設備の維持管理に関するもののほか、②の障害者総合支援法や児童福祉法に基づくサービス、また③の市町村事業を実施しております。

事業の概要を申し上げますと、②のアの生活介護というのは障害福祉サービスの一つで、障がいのある方の日中の通いの場であり、入浴や排せつ、食事等の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供等を行う事業となっております。それから、イの基本相談支援は、障がい者等の福祉に関する様々な問題について、相談に応じて情報提供や助言をしたり、関係機関と連絡調整等を行うという事業になります。ウの地域移行支援、エの地域定着支援は、施設に入所、病院に入院している方が退院する際に、スムーズに地域で生活できるように支援をしたり、連絡体制を確保して緊急時に必要な支援などを行う事業です。一つ飛ばしまして、カの放課後等デイサービスは、学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する事業となります。

また、オのサービス利用支援、それからキの障害児支援利用援助といえますのは、障がい者や障がい児が障害福祉サービスを利用する際に、課題を把握してサービス事業者や関係機関と連絡調整をしながら、サービス等利用計画書を作成して、モニタリングを行っていくという事業になります。一般的に計画相談と言われる業務で、その利用計画書の中で、先ほど説明しました生活介護や放課後等デイサービス、その他のサービスの必要性や利用回数などを案として作成して、市に提出するという業務になります。

さらに、③のアの障害者相談支援事業といえますのは、障害福祉サービスの利用の有無を問わずに、広く相談を受けて虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、また、障がい者の権利擁護のための必要な援助を行うという事業になります。③のイの日中一時支援事業は、障がい者等の家族の就労支援や、日常介護していらっしゃる御家族の一時的な負担軽減を図ることを目的として実施している一時的な預かり事業となります。

では、続きまして、5ページから6ページを御覧ください。

6の(1)のセンターの管理経費につきましては、指定管理者が当センターの業務によって得る利用料金、事業報酬、その他利用者負担金実費徴収により得られる収入を持って充てることとしております。具体的には、先ほど説明しました生活介護や障がい者、障がい児の計画相談、また、放課後等デイサービスの運営で得られる事業報酬、これは5ページの①から④になりますけれども、これらの報酬のほか、⑤の利用者が負担する食事や日用品費などのいわゆる特定費用といわれるもの。また、⑥の日中一時支援事業の委託料となります。

この①から④の事業報酬につきましては、先ほど事務局からも説明がありましたが、障害支援区分、これは障がい者の特性や心身の状態に応じて、必要とされる標準的な支援の度合いというのがあり、この障害支援区分などによって、1日1人当たりの報酬単価というものが定められておりまして、障害者支援センターに限らず、その他のどこの事業所であっても、同じサービスを提供する場合には、おおむね同じ基準となっております。

一方で、(2)の指定管理料に関する事項ですが、市町村事業の中の障害者相談支援事業、先ほど2ページの業務の中で、③のアで説明しました権利擁護、虐待等の相談支援業務ですけれども、この事業につきましては、障害者総合支援法において市町村が必ず行うこととされている必須事業であることから、指定管理業務の一環として実施するものとして、当該事業に係る人件費、また事務費相当分を指定管理料としております。5年間の指定管理料の見込み額は、税込みで4,766万9,000円としております。

続いて、指定管理者の申請の資格について御説明をいたします。7ページを御覧ください。

7の(1)応募者の資格は、生活介護、特定相談支援事業、放課後等デイサービス事業、障害児相談支援事業の事業実績が、令和4年4月1日時点で1年以上ある法人としております。この特定相談支援事業とは、先ほど説明いたしました基本相談支援と計画相談支援をまとめたものになります。

また、(2)のとおり、8項目の制限事項を設けておりますが、申請者より誓約書、その他の関係書類が提出されておりまして、制限事項には該当がなく、申請の資格を有していることを確認しております。

また、募集の期間につきましては、8番の⑤に記載のとおり、7月15日から8月31日までとし、申請者は社会福祉法人フラット、現在、指定管理を受けている法人ですけれども、この法人1か所のみでした。

次に、提出書類ですが、8ページから9ページを御覧ください。

提出されました申請書、収支計算書などの書類につきましては、ここで提出を求めた内容が全て整っており、適合していることを確認しておりますのでお知らせいたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。指定管理者を選定するに当たり、白井市障害者支援センターの設置及び管理に関する条例第10条に基づき、指定

管理者選定委員会の御意見をお伺いしたいので、審査を何とぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

●会長

ありがとうございました。

ただいまの説明について、委員の皆様から御質問等はございますでしょうか。
どうぞ。

●〇〇委員

委員の〇〇と申します。よろしくお願いします。

基本的な質問なのですが、今回フラットさん1者だけということですが、これは担当課さんというよりも、事務局に聞いたほうがいいのかもしれませんが、白井には、例えば指定管理に付すというふうになっていても、1者しか応募がなかった場合に、1者随契みたいな形で切り替えるとか、そういったような制度というのは特にないのでしょうか。

●事務局

これまでも1者しか応募がない場合であっても、このように審査会を開催して、採点を行い決定するという形で進めてきております。

●〇〇委員

基本的に審査は、今回は最低基準をクリアしているかどうかという形で、要は競争という形にはならないわけですね。

そこで、今度は担当課さんのほうにお聞きしたいのですが、ここで設定している年間の所要額ですね、この積算というのは、基本的にこういった形で積算しているのでしょうか。

●担当課（障害福祉課）

所要額につきましては、先ほど御説明しました障がい者の相談支援事業、障がい者の方から広く相談を受けていただいて、虐待や権利擁護などの支援を継続的にしていただくのですが、それに当たって一定の資格や経験を有する相談員の方などを常勤換算で1.5人の人件費と、また、これに伴う事務費というのを算定の根拠としております。その額というのは、現在、指定管理を受けているフラットさんからも状況をお聞きしたり、市の給与との比較等をしながら人件費を算定したという形になります。

以上です。

●〇〇委員

ということは、基本的にフラットさんのほうから、参考見積りみたいなものは取っていないというふうに考えていいのでしょうか。

●担当課（障害福祉課）

直接的に今配置している職員さんの具体的な人件費、事務費としていただいたということではなくて、事務費などもおおむねどれぐらいかかっているかというのをお聞きはしたのですけれども、それを参考に、市の給与等も踏まえながら、こちらのほうで独自に算定したということになります。

●〇〇委員

分かりました。ありがとうございます。

●会長

今の点とかなり関係するところなので、私からもお聞きしたいのですけれども。今回のフラットさんから出していただいている収支計算書でいうと、具体的に指定管理料の見込みとして出そうと思っている費目というのが、どの辺りになるのかというのがよく分からなくて。これ、そもそも事業として、この指定管理料の対象になるのが、先ほどの業務でいうと③のやつですよ、相談支援事業ということで。これ基本的には、収入は発生しないという事業ですよ、恐らく。

●担当課（障害福祉課）

そうです。③の相談支援事業の部分は、特に費用を徴収しておりませんので、収入は発生しません。

●会長

基本的には、それに係る人件費、あと事務費というあたりを支払うということになると思うのですけれども。例えば人件費でいうと、これもフラットさんのほうから出している資料で、大体何人ぐらい、どういう職種で雇ってみたいなのが出されているのですけれども、これ恐らく相談支援事業に使われるであろう人件費というのでいうと、一番最後のほうにある相談支援専門員が4名で、管理者兼相談支援専門員が1名ということで、5名体制でやっているというふうに恐らく読み取れる内容なのですが、これ単純に人件費合計合わせると、大体3,000、4,000万ぐらいなので、1年当たりの見込み額の3分の1ぐらいになるわけですね。その場合に残りの3分の2というのは、どこの費目を払うということ想定しているのだろうというのが分からなくて。

というのも、これ審査をするときに、フラットさんのほうから出していただいている収支計画書って、この指定管理料で払う以外の業務の収支も含めた収支計算書で出しているんで、例えば相談支援事業に本来払ってほしい人件費がすごく低くて、一方で、ほかの事業の費用というものが指定管理料で賄われるという構造になっていても、形式的に問題ないということになっちゃうわけなのですね。

例えば相談支援事業に対して、さっき言った人件費だけと仮に見積もったとしたら、3,000 万ぐらいしか払っていないのだけれども、ほかの事業でもう 6,000 万ぐらい払っているというような話で、全体としては、指定管理料の枠内でちょうど収まっているみたいな収支計算書になっていた場合に、これをはじくことが恐らくできないですね、この状態だと。それっていいのかなというところがすごい気になっている感じですね。どうですかね。

●担当課（障害福祉課）

経費に係る資料の出し方の問題であるかもしれないのですが、実際の職員の動きから申し上げますと、先ほど御指摘いただいた 34 ページ等の管理者兼相談支援専門員が 5 名という部分について、先ほど常勤換算で 1.5 名と申し上げたのですけれども、この相談支援専門員が、さっきお話しました計画相談、サービス等利用計画をつくる業務もしながら、市町村の相談支援事業にも従事しているというような、案分のような形になります。なので、この方たちの人件費というのは、募集要項の 5 ページの（１）の②と③によって、計画をつくるとサービス報酬が入ってきますので、②と③によって収入があり、あとは、指定管理料もあるというような形の収支になっております。そこをどう見るのかというのが難しいところなのですけれども。

ただ一応、実際に指定をするに当たっては、1.5 人分は指定管理料による業務であるので、計画相談の数に制限をかけさせていただいて、1.5 人分の業務ができるように、計画相談の数は 1 人が持てる件数よりも減らしてくださいというような制限をしながら、指定管理の業務もしていただくという形はしています。収支としては、ちょっとそこが見えにくいものには確かになっているかと思います。すみません、お答えになっているかどうかですけれども。

●会長

今お答えいただいた話ですと、相談支援専門員の人件費というのを、丸々この相談支援事業のために必要な経費というわけではないということなので、さらに案分されて減るといふ話になると、相談支援事業に必要な指定管理料というのがこの額でいいのかというのをどう判断すればいいのかがよく分からないなという話になってしまうので。その辺りは、一つの施設で一緒にやっている事業なので、かかる収支というものを分けろというのは難

しいと思うのですけれども、何か考えないと、この額でいいのかと言われたときに、施設全体ではいいのですけれども、指定管理料の趣旨としていいのかは判断しかねますという回答に恐らくなってしまうので、ちょっと考えたほうがいいのではないかなとは思いますが、私からは以上です。

ほかの委員の皆様は、いかがでしょうか。
どうぞ。

●○○委員

前回までは非公募で、今回から公募制ということになったとおっしゃっていたのですが、市内ではほかの類似施設が増えてきたというお話だったのですけれども、この特定相談支援事業と放課後等デイサービスと障害児相談支援事業という、この三つがあるのですが、増えてきたというのは、この三つを全部網羅してやっているところが幾つもあるということではないのでしょうか。

●担当課（障害福祉課）

複数の事業を網羅しているということではなくて、それぞれの単独で実施しているところが増えてきたということになります。放課後等デイサービスを単体でやっている事業所数であったり、計画相談が増えていたりというような形で、なかなかこういうふうに総合的にやっていらっしゃる法人というのは、フラットさん以外には市内にはないです。

ただ、全体としては、以前は逆に言うとフラットさん以外、これらの事業をやっているところがほとんどないという状態から、複数の法人がやるようになったという現状があります。

●○○委員

分かりました。そもそも論になってしまうと思うのですが、そういう状態で公募をして、ルールでももちろん審査をするということで、それは大事だとは思いますが、施設の特徴というか、ほかの指定管理をしているところの施設とは、こちらの障害者支援センターというのは、ちょっと趣旨が違うというか、利用者のものも違う、利用者側からの観点的にも、変わるということはすごく、やっぱり重要なことだと思うので。もちろん独占でやるというのがいいか悪いかといわれれば、それは否だとは思いますが、何かこの指定管理でやるということで、公募制になったということを聞いて、その辺が疑問に思ったというか、そういうことでいいのかなというふうに個人的に思ったもので。その辺も今後の課題としていただければと思います。

●担当課（障害福祉課）

今後、検討したいとは思いますが、先ほど市内の状況だけお話してしまったのですが、市外まで拡大しますと、こういった事業を複数やっている法人さんというのは存在をしております。今回、募集に当たっては、市内に拠点を置くというような限定はしないで、市外も含めて、こういった経験のあるところという募集させていただきました。なので、完全に1か所しか見込まれないということではなかったのですけれども、結果としては1か所だったということになります。

おっしゃるとおり、保護者からも、やはり職員に慣れているので替えないでほしいというお気持ち、御要望はあったのですけれども、最初にお話ししましたとおり、サービスの質をさらに向上していただく機会として、公募というのが一つではないかということで今回変更させていただきました。今後、参考にさせていただきます。ありがとうございます。

●会長

ありがとうございました。

そのほか、委員の皆様から御質問等ございますでしょうか。大丈夫ですかね。

では、事務局のほう、お願いいたします。

●事務局

それでは、これより5分間の休憩といたします。休憩後、フラットさんの準備が整い次第、審査に入りますので、2時20分まで休憩となります。20分までに席にお戻りください。それでは、休憩となります。

〔休憩：申請団体準備〕

●事務局

では、20分より少し早いのですけれども、準備のほうができましたので、プレゼンテーションのほうを進めたいと思います。

それでは、これから、白井市障害者支援センターの指定管理者の候補者の選定に係る審査を開始いたします。

審査に当たり、事務局から留意事項を申し上げます。

まず、時間ですが、審査は団体からのプレゼンテーションが30分、委員からの質疑が30分、合計60分とします。プレゼンテーションについては、団体の概要書、事業計画書、収支計算書の順で行い、必ず資料右上のページ番号をおっしゃってから説明してください。

審査は、事業計画書、収支計算書ごとに行います。よって、事業計画書等から逸脱したプレゼンテーションは、適正な審査ができなくなるため、御注意願います。

また、事務局がベルを鳴らしましたら、終了5分前の合図です。2回目のベルで30分経過となり、そこでプレゼンテーションは終了となりますので、併せて御注意願います。

それでは、これより審査を始めます。プレゼンテーションは、会議室の時計で2時48分までとします。よろしくお願いいたします。

●社会福祉法人フラット

本日は、皆様、貴重なお時間を賜り誠にありがとうございます。障害者支援センターの指定管理者につきまして御提案をさせていただきたいと思っております。本日、説明をさせていただきます社会福祉法人フラット理事長の〇〇と申します。理事の〇〇と〇〇も同席しております。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきたいと思います。

早速ですが、お配りいたしました資料に沿って説明させていただきたいと思います。まず、2ページを御覧ください。

団体の概要を説明させていただきたいと思っております。私たちは、社会福祉法人フラットという法人になります。社会福祉法人としての設立は2016年3月、今7期目の法人となります。ただ、社会福祉法人になる前にNPO法人として、前身、約10年間活動しておりましたので、通算すると17期目の法人となります。従業員数は150名、事業内容は、障害福祉サービスのみを行っている法人でございます。

事業内容といたしましては、社会福祉事業と地域生活支援事業という大きなくくりで分かれるのですが、この中で全て16事業という幅の広いサービスを行っております。一般的には、多くの法人さん、大体3から5、6ぐらいのものを営むのですが、私たちは16事業ということで、ほとんど全てのサービスを展開している法人になります。

受け入れ対象者は、知的、身体とここに書いてあるとおり、かなり多種多様な方たち、ほとんど全ての方たちを受けているというような、そんな法人でございます。トータルでサポートしているという意味で、幅広い事業展開を行っております。

団体の経営方針のところの説明に、下のほうにあります、3ページ目の一番下の部分ですね。私たち、かいつまんで説明させていただきますと、ミッション、ビジョンというものをつくっております。経営方針がミッション、ビジョンになるのですが、ミッションとは私たちの使命、ビジョンとは中長期のゴールを目指しているものです。

私たちのミッションというものは、フラットな社会をつくるということになっております。～「あたりまえを、あたりまえに」を日本のスタンダードに～ということを掲げております。

この「あたりまえを、あたりまえに」というのはどのようなことかといいますと、一般的な福祉というものは、法令で定められた内容を事業として行っていくことが一般的となっております。端的にお伝えしますと、例えば入浴であれば、法令の基準は週2回という

ふうに定められています。なので、多くの施設が週2回しか入浴を利用者さんにサービス提供しないということが一般的ではあるのですが、私たちはそうではなくて、既成概念等ではなく、私たちが当たり前に行っているものは、制度とは関係なく当たり前にサービスを提供していこうということを大事にしている法人です。要するに、型で決まった福祉サービスではなくて、人生の豊かさを提供していきたいということを私たちは大事に、経営の方針として捉えています。

ビジョンとしては、「やってみたいに溢れる日常」、利用者さんに提供していきたいということと、業界の熱源になるということを中長期で掲げています。突き抜けた強烈な存在になるというふうに考えてはいるのですが、事業内容のところにも少し触れているのですが、私たちの取組を国の政策とかモデルに乗せて日本に広げていって、支援の基準を高めたいこうということを行っています。

何点か紹介させていただきますが、医療的ケアが必要な子供たちに関する支援の方法が、これ厚生労働省のモデルとして平成30年度に配られております。その他、組織のつくり方とか、こういったものが国の研究事業だったり、あと重度障がい者の支援の在り方がそのまま報酬体系に評価されて制度化されたということも、こういったことも含めて、私たちの取組を日本のスタンダードに広げていこうということを併せて国や県などを含めて、視察等受け入れを行っているところであります。

以上、団体概要になりますが、続きまして、事業計画のほうに入らせていただきたいと思います。

4ページを御覧ください。

まず管理運営の基本方針について御説明申し上げます。私たちは五つの方針を定めております。安心・安全で快適な環境の維持、地域に開かれた施設、障がいの程度・種別等によらない受け入れのための人員体制の確保、情報発信交換、法令遵守ですね。この五つを私たちは管理の方針として掲げています。

これは、人の人生や生活を預かる立場になりますので、まずは安心であって安全であることが最優先であると考えております。特に、公的な施設で行うサービスでございますので、重大な事故や取り返しのつかないけが等は、あってはならないというふうに考えておりますので、まずここを大事にした上で、その中で、障がい者の政策の歴史からすれば、隔離、收容されているという歴史から、地域に開かれた施設、常に地域の方が障害者支援センターにいつでも気兼ねなく足を運べるというような、そういう雰囲気とか場づくりをしていくということをお大事にしております。

そして、公の施設の役割として、やはり誰しものが市民が使えないという状態は、市の役割としては果たしていないと考えておりますので、全てのどんな障がいであっても、それが重くても軽くても、受け入れができるような職員体制やスキルの構築をしていくということが大事だと思っております。そして、その情報が、使えるよという情報を広く多くの

方々、関係者も含めて伝えていくこと。そして、法令を全て、当然ですが守っていくということを管理の方針として定めております。

続きまして、市民サービスの向上方法に移ります。5ページを御覧ください。

時間の兼ね合い上、かいつまんで御説明をさせていただきますが、施設を取り巻く現状について分析し、課題をどのように考えているかということ述べるということになっておりますが、これは端的に、児童、成人、相談支援、その他の資源の四つの観点で整理しております。

共通して課題を分けると、まず重度障がい者というか困難ケースに対応する事業者が、市内には限りなく少ないということがまず一つ上げられます。それと、現状あるサービスの中でも、支援のクオリティーに問題が生じているということが課題としては上げられると思います。

背景としては、昨今、株式会社等新規参入がかなり全国的に多く増えております。例えば子供のサービスでいうと、五、六年前に比べて約四、五倍に事業者が増加しております。新規参入が増えることは歓迎すべきことではあるのですが、やはり参入したてなので、支援スキルが成熟していない中で支援をされますので、主に支援難易度の低い軽度の対象者、軽度の障がい者ばかりが受け入れの幅が広がっていて、逆に重度の方たちは全く受け入れ先が広がっていないという、こんなことが全国的に起きているのですが、特に白井市でもその兆候が見られていると思っております。

これに対する考え方ですが、重度障がいに関しては、私たち重度障がいを中心にやっているのですが、その支援をするための育成のコストと時間がものすごくかかるのですね。3年、5年ぐらいのスキルでは、とてもではないけれども支援ができないというような対象者の方が多くいらっしゃいます。

そうすると、企業からすると、同じ売上を上げるのに、あくまでビジネス観点で言いますけれども、あくまで売上を上げるのに、5年でリスク高く取るのか、それとも、短期1年で回収できるビジネスにいくのかというと、当然、後者を取るのですね。そういった意味で、ここには官民共同で支援スキルの向上とか、新規参入や支援の幅の拡充をしていくことが必要だろうというふうに考えております。

続きまして、同じページのサービスの質の向上に関する方策になりますが、これはシンプルにこの三つを上げております。権利擁護意識の向上と支援技術の向上、支援環境の調整となります。これは、虐待防止が今この業界では、とても重要だと言われております。虐待につながっていくものとしては、構造としては権利意識が欠落している、それと支援技術が低い、この二つが虐待につながっているというふうに、メカニズムとして言われております。サービスの質の向上においては、権利意識を高めること、それと支援技術の向上をすることが、市民の方、利用者さんにとっては、ダイレクトに豊かな生活につながるというふうに考えております。

それはソフトな部分ではあるのですが、ハードな部分として、そもそもその施設で住むという過ごし方について、本人なりの障がい特性に合わせた建物にどのように私たちが調整をしていくかということも重要な観点になりますので、特に身体障がいの方がそういうところを多く影響するのですが、そういう補助具とか自助具などをそろえていることが重要だというふうに考えております。

続きまして、利用者ニーズの把握方法と対応について、6ページを御覧ください。

要望やクレームについては、原則、法人の本部と連携して、原則以下の対応で行っております。即日対応、クレームが起きた場合の短期の対策と恒久対策の検討、そして対策の報告、この三つを掲げております。

創業から、クレームに関しては即日必ず対応するということを大事にしてきているのですが、長期対策、長期の100%大丈夫な対策を立てるには、やはり時間がかかってしまいます。その間に同じ事故が起きてしまうという可能性もございますので、まず短期の対策を構築した上で、その上で恒久的な対策を取るというような、こういう流れで今、対策、対応をしております。

情報発信につきまして、利用者さんのニーズの把握の方法については、定例で行うものと日常で行うものというものを大きく分けてつくっております。定例で行うものは、主に保護者会とか個人面談とか、中立的な立場の相談支援専門員からの情報というようなことで調整を考えております。

日常で行うもの、これがうちの法人、かなり特徴的ではあるのですが、ビジネスチャットを使って、個人別にSNSで日常のやり取りを行っております。従来はこういった施設、連絡帳というものが多いのですが、連絡帳って渡してしまえば見られないというデメリットがあったのです。なので、SNSだと、ダイレクトに空いている時間にいつでも見られて送れるということがメリットになっております。特に動画とか画像をつけると、百聞は一見に如かずではないですが、本当に様子がよく分かるので、これは大変御家族から好評を得ているところでございます。こういったことでコミュニケーションの質を、頻度だけではなくて、質を高めていくということを日常的に行っております。

それと、情報発信に関しては、様々なチャンネルを持って発信をしております。特にこの10月に、ちょうどホームページが改修し終わったのですが、各事業所のページ、障害者支援センターの各事業のところも、各々何がやっているかと、どういう方が受け入れられるかということや、ブログでも日常の活動を発信するということを行っております。

災害時、緊急時の対応についてにまいります。7ページ御覧ください。

利用者の安全対策、業務上の事故防止、防犯対策についてになりますが、これも支援の基本的なことに重なるところがございますが、環境と人的と外的要因に分けて整理をしております。

環境要因は、当然、利用者さんが住む場所でございますので、そういったものに危険的

なものが物理的に存在しないかということや、使用する車両運搬具の点検、管理ですね、こういったものを物的に生じるもののリスクを排除していく。

それと、人的要因。これが一番福祉業界は多いのですが、やはり人員が足りないということで、未成熟な職員が支援をして事故が起きることがよくある例ではございますが、私たちの場合は、必ず支援技術が身について、本人と直属の上長が大丈夫というまでは、1人で支援をさせないということを創業からずっと大事にしてきております。

それと、車両の事故も、当方全部で24台あって、年間数十万キロ走っております。事故というものを防ぐために、教習所のような安全運転講習をした上で、総務が合格を出した者のみしか運転ができないというような、そういう安全基準を定めて人的要因を減らしております。

外的要因といたしましては、これは物理的に対応するしかないというふうに思っておりますので、以前は入ってきたものに対して、どう対応するかだったのですが、そもそもは入れないというようなフェーズで来年度から行おうというふうに思っております。端的に言いますと、オートロックに改修して、許可のある者しかカードキーで開けられないという状態を取るというふうになります。当然、利用者さんに関しては、外に出たいときには、自分で中から外に出ることができますので、その辺は御安心ください。

それと、災害等の発生の場合、こちらでも予防がまず一番大事だというふうに思っています。事前の対策ですね。備品とかマニュアル訓練を十分に行うことが大事だということです。それと、災害が起きたときに、三、四年前に千葉県で台風がありましたけれども、ああいう局所的な台風になった場合には、千葉県の同じ法人内の仲間から救援をもらえないということがよく分かりました。皆さん同じように被災してしまうので。なので、この3年間で、全国的にそういう災害時に救援をしていただく仲間をつくって、全国的に何かあったときに助け合えるというようなネットワークをつくって、人的や物資的な援助をもらえるような体制をつくり上げていっております。

続きまして、これは災害対策に関しての一つの一例なのですが、感染拡大に対する対応のフェーズ。このように、震災とかもそうなのですが、起きた事象によってフェーズを決めて、どのように私たちが職員一同動くかというものを決めているものです。これは最近のものなので、コロナのものなのですが、陽性者が何名以上いたら、こういうフェーズになるので、おののどの事業所がこういう動きをしましょうというのがフェーズで決められています。これを法人本部のほうで一括して管理をして、利用者さんの安全を守っていくというようなことを全てのもので管理していくようになっております。

続きまして、利用促進の方法について、8ページを御覧ください。

利用促進は、これはシンプルに申し上げますと、市内の方に、まず障がいを持っている方たちに、いかに多くの方に知っていただくかということが、まず大前提になっているかと思います。パンフレットや説明会とかイベントなどを開催して、福祉だけのイベントだ

とどうしても届かない方いらっしゃいますので、一般的なイベントなどを開催して、多くの方に知っていただく。特に障がいの当事者だけではなくて、家族、その知人などに広がることというものもかなり重要だと思っておりますので、広くそういうチャンネルを持っていきたいと思っております。

その後、そこでできた母集団が、結局、私たちが受け入れできないようになってしまうと、それこそここがボトルネックになってしまいますので、受け入れ対象者をやはり拡充していくこと。ほかの施設が受け入れない方たちを私たちが受けていく。そういったことを積み上げていきたいと思っております。

その次に、受け入れられるのだけれども家庭環境とか成育歴とか、御自宅の場所や障がい特性によって時間帯が変わったりしますので、私たちが送迎の時間とか受け入れの時間を柔軟性を持っていくことが大事だと思っています。それでも、どうしてもサービスの範囲内に収まらない方が一定数出てきてしまいますので、関係機関とかと協力体制を持って情報交換をして、いろいろな方法を得て、その方たちを支えていくというふうにしていくように考えております。

続きまして、サービスの内容の実施計画について、9ページを御覧ください。

まず、全事業の共通として考えていること、大事にしていることは、これ繰り返しのなっていますが、法令の範囲内で受けられるのは、最大限受けるということをまず第一にしております。

私たちは、指定管理を平成22年から管理させていただいておりますが、その間、全ての方たちを断らずに受けてまいりました。これが市民の方にとっては、私たち断ってしまいますと行き場所がなくなってしまって、在宅生活になられる方が出てしまいますので、まず必ず受けて、そして、その中で一人一人の権利を尊重して、自分らしく実現できることを目指すということを、支援を基本と考えております。

そういった方向性の中で、生活介護については、やはり重度の方が多いので、職員配置をとにかく多くする。要するに御自身でできることが少ない方ですので、職員の数が少ないと、何もしないで終わってしまうことが、しない時間が増えてしまいますので、職員を多くして、そして施設の外に出て活動して、市民と触れ合い、社会とか地域に貢献するということを基本方針として考えております。

放課後等デイサービスというのは、小学生から高校生までの放課後の事業所になるのですが、子供らしい健全な心の発達ができる楽しさと、神経系の発達を促す療育の融合したものを行っていこうというふうに考えております。子供に元気に遊んでもらいたいのだけけれども、ただ発達の遅れが気になるから、そこを療育してもらいたいという御家族の両方の思いを両立するような支援をしていきたいというふうに思っております。

相談支援は、専門性がものすごく高い、この業界の中では一番高い事業所なので、言葉が難しいのが並んでいて恐縮なのですが、端的に申し上げますと、全ての人を断らずに、

その人が自分らしく生きられるものを、公的なものとか福祉的なものではなくても、地域にある資源とかを紹介して、自分の力を生かしながら豊かに暮らしていけるような、そういったものを相談所から提案していくというようなことを大事に考えております。

続きまして、管理運営費の削減方法について、10 ページを御覧ください。

効率的な管理運営のための方策であります。まず人と物の面で、二つのテーマで分類しております。

人に関しては、私たちの方向性としては、人件費は上げていきたい。要は、賃金は向上させていきたい。ただ、そのためには、生産性と余剰の配置、要は無駄な人員は削除しながら、1人当たりの賃金の向上を高めていきたいというふうに考えております。そのために、ICT化とかコミュニケーションとか、物理的な残業管理とかを行って効率を上げていくと。

物の面では、標準在庫といわれる決められた個数とかを決めた上で、予実管理をするものからKPIを設定して、各事業所のマネージャーがその数字を追っかけて、費用の余計な膨らみとかをしないで圧縮していこうというものを考えております。

予定していた収入が得られなかった場合、どのようにするかというところでございますが、基本的に想定しているところでございますけれども、私たちの事業は、売掛先が国か県、もしくは市町村になりますので、基本的に貸し倒れが起きるということは想定しておりません。あり得るとすると、利用者さんが施設に来られなくなってしまったことによる収入減ということを考えております。これは、理由が明確でございますので、やはり支援技術を高めて、その方に対して、日常生活が営めるように支援をとにかく突き詰めていくというところが大きくなります。

それでも、長期的にそれが改善しない場合には、人員が余剰になっておりますので、法人内で配置転換とか人件費の最適化を行っていくということに考えております。予想以上に経費を支出する場合は、基本的にはこの業界は、今回のコロナとかクラスターがあった場合には、あと物価の高騰の場合には、決められた報酬で運営するということが、大まかにいうと福祉のサービスになっておりますので、要は緊急の費用に関しては、通常の報酬では賄われないというような制度設計になっております。それを踏まえた上で、国から補助金などが出てまいりますので、その情報を漏らさず使って、予想外の支出に対応していくということを考えております。

続きまして、類似施設の運営実績になります。11 ページを御覧ください。

私たちの事業は、全て白井市内で行っております。障害者支援センターと同じサービスでいいますと、生活介護という事業が、市内でほかに2か所行っております。放課後等デイサービスと同じ児童分野のものでありますと、フラットヴィレッジの中にある児童発達支援というものが児童を対象としたサービスで行っております。

全体で、1人で複数サービスを使う方もいらっしゃるの、重複されているところはあ

りますが、約 600 人から 700 人の方が私たちのサービスを使っております。これのうち、95%ぐらいは、白井市の方が私たちのサービスを使っております。

管理体制ですね。12 ページを御覧ください。

これは別添で組織図添付していますが、大きく分けると、戦略推進室というバックオフィスの部門と、福祉事業部という事業部に分かれております。

続きまして、管理体制ですね。引き続き、様式 7 の 1 から 7 の 3 とありますが、職員の雇用形態のところとか、12 ページのところを御覧ください。

7 の 1 から 7 の 3 のところは、後ほどの収支計算のところでも重複しましたので、そちらのほうで御説明差し上げます。

基本的な方向性とする、この業界は、人員配置基準が法令で全て定められておりますので、それを下回らないように配置をしていくということと、また、様々な障害の方はお持ちなので、そういった方に対応できるような看護師とか、行動障がい対応の研修者とか、医療的ケアに対応するコーディネーターなども専門職を配置していくように考えております。

研修は、下のほうに書いてあるとおりでございます。それと、フラットシートというのが、12 ページの中ほどに別添と書いてあるのですが、これは、福祉の考え方をこのシートどおりにやっていくといい支援ができるよというようなフレームワーク、私たちはオリジナルのフレームワークになっております。

それと、スキルマップというふうに書かれているのですが、私たちは独自で、マクドナルドがバーガー大学というものを持っているように、フラットユニバーシティというように、福祉の大学みたいなものを独自で人事と福祉専門職でつくっております。こういうスキルマップが 126 項目ぐらいありまして、これは、大学という履修単位のものになります。これを個人とか必修科目と任意科目をつくって、自分の中で順序良く進めていったり、1 年目は必ずこれを勉強しましょうというものをつくって、スキルを高めていくような取組をしております。

続きまして、維持管理、13 ページになりますが、こちらは書いてあるとおりでございますので、時間の兼ね合いもございますので、御覧いただければと思います。

基本的には、ストックマネジメントの考え方で、壊れる前に点検をすると、壊れないように点検をするということを大事にしております。

個人情報の保護に、御説明にまいります。14 ページを御覧ください。

個人情報の保護でございますが、この四つの観点から行っております。法令を満たすことは当然でございますが、個人情報の保護規定に基づいて、法人内でこの四つの観点、まず大事なのは、人的、組織的に育成とか対応をすること。物理的に個人情報が出ない仕組みをつくること。技術的に、最近クラウドとか多いので、外的な要因とかも含めてアクセスされないこと。事故の対応と再発防止をしっかりと検討することということが方向

性として考えております。

制度理解について、15 ページを御覧ください。

市内で安心して暮らせる社会の実現について、取組や考え方についてですが、私たちが考える安心して暮らすには、三つが重要だと思っております。地域における権利擁護意識の向上、当事者も支援者も心と人生が豊かであること、私たちの当たり前が当事者の当たり前であること。これ言い換えると、世の中には、まだまだこれが、ほとんどのところでできておりません。施設の中では楽しく過ごしているけれども、一歩街を歩けば、意外と私たち、福祉従事者なので分かっているのですけれども、結構差別的な用語を直接投げかけられることがいまだに結構あります。そういったところが、まず市民全体的に変わっていくことが大事だというふうに思っております。当事者も支援者も、そして支える私たちも、やはり豊かでないと長続きしないものですので、関わるみんなが豊かであることで、私たちが、障がい者の方も私たちも同じ人生を送れるような、そんな明るい未来を描くことが私たちとして大事だというふうに考えております。

続きまして、収支計算書になります。21 ページを御覧ください。

5 か年分を 21 ページから 30 ページまで載っているところでございます。31 ページから 80 ページまで、かなり量多いのですが、人件費の内訳書が記載されております。その後、81 ページから 85 ページまでが職員の配置図になります。86 ページが資格の取得状況になります。こちらは量が多くありますので、収支のところだけ簡単に御説明させていただきますと、収入に関しては、今年度よりも少し目減りをして計画をしております。これはコロナ特例が終わるというふうに見込んで、収入が減るだろうということを計算して、下方修正して収入は立てております。既に障害者支援センターは、全般的に定員がもう満床になっておりますので、物理的にどう頑張ろうとも、収入はこれ以上伸びないという状態でございます。人件費は、自然増の約 1 %から 1.5%を見込んで作成しております。

続きまして、財務の状況、197 ページを御覧ください。

一番最後のほうになります。後ろから 3 ページ目ぐらいになります。これは財務の安全性とかそういったものを示しているものでございますが、基本的に直近 3 か年は全て安全なところを上回っております。令和元年と 2 年に関しては、固定比率が、100%以下が望ましいと言われるところ、ちょっと超過してはいるのですが、固定長期の適応率、これ返済が長期でちゃんと返せるかと、自己資本でということを見ているものなのですが、これこちらで参集すると、66%でございますので、特に問題ないというふうに考えております。

続きまして、最後になりますが、損益計算書 199 ページを御覧ください。

会計の専門的なことになって恐縮ですが、ぱっと端的に申し上げますと、特に財務的にネガティブな状況はないというふうに考えております。特に、直近二、三年に関しましては、大きな経常利益が出ているというふうになっております。

改めてちょっと説明させていただきますと、なぜこれだけ利益がこの 2 年間だけ増えた

かという、そもそも私たちの中期経営計画の中で、財政基盤を整えるというフェーズだったという2年があります。それと、コロナ禍において、他法人がいろいろな変動があって、受け入れを私たちが増える、このような要素があったので、売上が伸びたということと、補助金がコロナ禍において増えたということがあります。その二つが売上に寄与したということ。

コロナで私たちも内部がかなり大変になりまして、そもそも推進しようとしていたことが取れなくて、逆に内部を守るということに人的リソースを割いたので、結局お金を使うことができなかったというところもありまして、収入は増えたのに支出が減ったというような状況がありましたので、こういうふうはこの2年間は飛躍的に伸びていると、そういった背景がございました。

以上、私たちの、つたない説明で恐縮ですが、以上となります。ありがとうございました。

〔プレゼンテーション終了のベル〕

●会長

ありがとうございました。

では、質疑のほうに入りたいと思います。委員の皆様、質疑等ございましたら挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

お願いします。

●〇〇委員

税理士の〇〇と申します。お世話になります。

まずは、お疲れさまでした。ありがとうございました。

私からは1点だけ。29ページだけ見ていただいて、これ令和9年度の収支計算書、お作りになったものが令和9年度分が表示されて、30ページまで令和9年度分が続いていらっしゃると思うのですね。これ、全体的に令和8年、令和7年とかも作り方は一緒だと思うのですけれども、これ見方を教えていただけたらと思うのですが。いわゆる今回の白井市障害者支援センターの指定管理料収入、こちらは、まずは収支計算書の収入のところに入っていないということよろしいですか。

●社会福祉法人フラット

はい、そのとおりです。

●〇〇委員

(2) の指定管理者支出のほうには、入っていることになるのですかね。

●社会福祉法人フラット

入っております。

●〇〇委員

入っているで。

●社会福祉法人フラット

はい。

●〇〇委員

その差額が2ページの(3)のところにきていて、B引くAで、令和9年度だったら931万2,000円というような見方でよろしいのですね。

●社会福祉法人フラット

そのとおりでございます。

●〇〇委員

ちょっとお聞きしたかったのが、この支出のほうで、今回の白井市障害者支援センター分だけ抽出した形で見るのが、この表だけだと見られない、把握することができないのですけれども、そういったものというのは、個別にお作りになられているところではあるのでしょうか。

●社会福祉法人フラット

通常、拠点ごとに作成しておりますので、これと全く同じところで予算書や決算書も作成しております。

●〇〇委員

それを今は見ることはできないですか。

●社会福祉法人フラット

手持ちの中では、今持っていないのですけれども。

●〇〇委員

このところには入っていない。

●社会福祉法人フラット

入ってはいないです。

●〇〇委員

分かりました。それだけちょっと確認したかったのです。ありがとうございます。

●会長

ありがとうございます。

その他、質疑等ございますでしょうか。

お願いします。

●〇〇委員

御丁寧に御説明ありがとうございました。幾つかあるのですが、まず1点目でございます。

事業計画書7ページでございます。災害が発生したときの御対応ということで作っていたものですが、私もいろいろと防災関係というのでしょうか、携わっていたことがありましたので、下のほうに、先ほどの御説明の中で、日付でいうと3年前になるのでしょうか、房総半島台風のとき、なかなか支援が集まらなかった。そんな中で独自のネットワークを張られたということなのですが、もし差し支えなければ、どんなネットワークをつくられたのかというのを少し聞かせていただいてもよろしいですか。

●社会福祉法人フラット

まず、私たち、今まで職能団体にあまり加盟していなかったのですが、まず一つは、職能団体に入ったということと、それとは別に考え、方向性の近い社会福祉法人の方たちと、独自にアライアンスまではいかないのですが、そういう緊急とか困ったときに、お互いに物資や職員などを送り合うということを、そういう関係性をつくりました。独自でつくったネットワークというところがございます。

●〇〇委員

職域の団体に加入していなかったというのは、何かそこには強いこだわりみたいなものを感じたのですけれども。

●社会福祉法人フラット

そうですね。私たち、どうしても業界の中からすると、やっぱり業界は最初にあたりまえを、あたりまえにするの構図にあったような、決められた法令の中でやるというところから、私たちはそうではないというところをやっているのです。逆に何か職能団体の考えて合わないところがあったりもしたのですね。そういったこともあったりとかして、特に何か職能団体にアレルギーがあるわけではないのですけれども、入る理由、必要性もそんなに感じていなかったというところが正直なところではございます。

●〇〇委員

分かりました。それで、幾つか具体的に、それって聞けないのかな。例えば、どこそこの何県にあるこういう団体とかという、何かそこを少し。大丈夫でしょうか。

●社会福祉法人フラット

直近で、私たちが感染のことでいろいろとネットワークを取った、連携を取ったところは、〇〇県の〇〇という社会福祉法人さん、そういったところが救援物資などをかなり頂きました。あと、〇〇県でありますと〇〇さん、白井市にも事業所あるのですが、そこから物資と人的な支援とかをいただいております。あと、〇〇市の法人で、〇〇さんという法人さんにも今回お世話になったりとか、今回は10法人ぐらいに物資などを頂いたのですが、ほとんどそういうような関係性の中でつくっております。

●〇〇委員

そういう人だったり、物資だったり、物資なんかは実際動いているかどうかはさておき、宅配業者というか、そういう業者さんを使えばいいのでしょうかけれども、人の手当って、ああいう台風なんか起きてしまったときには、きっとより優先されるべき配備というのでしょうか、そういったことが通常は取られてしまう中であって、どうそれを迂回というか、確実にその支援を引き寄せるためのそういう工夫というか、訓練も含めてですけれども、そこまでのものというのは、何かあったりしますか。

●社会福祉法人フラット

そこら辺が自社のネットワークではつくり切れなかったところですので、なので、職能団体に入ったという一番の大きなところでございます。やはり全国に多くの仲間がいるので、千葉県に全国から10人、100人送り込めるというのが職能団体の強みでしたので、その部分は、職能団体に入ることによって担保しております。

●〇〇委員

分かりました。ありがとうございました。

●会長

ありがとうございます。

その他、質疑等はございますでしょうか。

お願いします。

●〇〇委員

社会保険労務士の〇〇でございます。私のほうからは2点ほどお伺いしたいと思います。

まず、54 ページの人件費のところのページなのですが、そちらを御覧ください。誰がどうということではないのですけれども、まずこの人件費の総額の欄、金額に処遇改善の加算とか特定とかベースアップ等、要するに公的な介護職員さんに支払う給与というのは、加算とかを取っていらっしゃるところには、定期的に入ってくるということがあるのですけれども、これは、御社がその加算を取っているかどうかというのを確認していないものですから、それと、こういう収支のところには、特にそういうふうに入っていないので分からないのですけれども、この中には入っているのですか、入っていないのですか。

●社会福祉法人フラット

入っております。

●〇〇委員

入っていますよね。ということは、見かけよりも、この先ほどのお話、法人としての人件費というのは、負担割合は、この金額ほどではないということですよ。

●社会福祉法人フラット

そうですね。

●〇〇委員

100万の人がいて、その福祉のサービスによって補助の率が決まっているわけですから、まず金額は、人件費は思ったより、これが見た目であって、実質はもう少し下がるというところが1点です。

それから、2点目、やはり目に見えないこういう福祉サービスというのは、人が全てではないかと思うのです。人がやっている介護職員さんが満足ではなければ、人には優し

くできないのではないかと考えています。

その上でこれを拝読したときに、もちろん労働基準法を遵守して、離職率が少ないみたいなことを記載されていたのを読んだのですけれども、労働基準法を遵守するというのは、この業界では珍しいことかもしれませんけれども、普通の社会一般では当たり前のことです。それを前提としてお伺いしますけれども、労働基準法を遵守するのを基礎とした上で、職員さんにより、結局利用者さんに跳ね返るという意味では、満足を与えるために御社で気をつけているとか、目指しているとか、そういうような人的な配分とか視点、経営とかそういうところをお伺いできればと思います。

●社会福祉法人フラット

ありがとうございます。

まず、最初の処遇改善加算でございますけれども、おっしゃるとおり、例えば年収 300 万の職員がいたときに、人にもよって差があるのですけれども、10 万から 20 万ぐらいは処遇改善加算ということで入っております。それは、先ほどの資金収支計画書の中の障害福祉サービス事業収入の中に内包されているのがおりますので、そういう構造になっております。

私たちが大事にしていることは、創業したときに、心と人生を豊かにするということが理念で掲げられています。最初にあったフラットな社会をというのは、ミッションとかでございまして、心と人生を豊かにするということが掲げている以上は、利用者さんには豊かな経験をしてほしいというものと、反対側に働く職員、組織に関しても一貫して、職員が豊かになってほしいという、豊かになる人生を送るということを掲げています。

では、具体的にどんなことかといいますと、経営の考え方からすると、ちょっと古い考え方なのではございますけれども、家族のように信じて守る経営ということを私たちは職員に話しております。これは昨今、転職かなり多いのですけれども、仕事ができる、できないだけで判断せずに、やはり信じて一緒に共に成長する。

では、その中で何が大事かといったときに、仕事としてやりがいがある。それは、人のために役に立っているとか、自分が成長して貢献できているということを得られるような、そういう学びの場とか経験を積むようなことを法人として目指していること。

もう一つは、豊かな定義はもう一つ、プライベートの過ごし方にもあると思っておりますので、プライベートでいろいろな人と経験ができるように、会社のほうでも福利厚生とか場を用意しております。例えばフラットヴィレッジというところで、今、夜営業していないのですけれども、コロナの影響があって、夜に職員とかが集まって、フラットカフェというものを開いて、各々の趣味とか、例えば、前は好きな本とか皆さんで共有しあって、それを読んだ者たちがその場に行ってみたりとか、そういう場をつくって、単純に離職率を下げるということだけではなくて、利用者さんも職員も豊かになるということを両

軸で施策を打っております。

●〇〇委員

ありがとうございました。

最後に1点だけ。残業代って出していますか。

●社会福祉法人フラット

はい、1分単位で。1分単位で必ず刻んで、システムで自動計算されております。

●〇〇委員

ありがとうございました。

●会長

ありがとうございます。

その他、質疑等はございますでしょうか。

私から質問させていただきたいと思います。会長の〇〇です。よろしくお願いします。

私、専門が会計なので、やはり収支計算書のほうからお伺いしたいのですけれども。全ての年度で入っている拠点区分間繰入金支出、摘要を見ると、法人積立資産共通負担分繰入とあるのですけれども、これ何ですか。

●社会福祉法人フラット

これは、法人本部で、福祉事業部と法人本部がございまして、社会福祉の会計上、法人本部という会計区分を持たなくてはいけないものがございます。例えば、その発生する費用というものは、法人の役員報酬とか理事会運営費とか、そういったものは各拠点つけられないので、それを法人本部、収入がございませんので、各事業所から売上に比率して資金を回しているというような、繰入するというものですね。それと同じく、退職金の積立とか、施設修繕費の積立とかというものを売上にパーセンテージして、一定の額を法人本部に入れているというものになります。

●会長

分かりました。

もう1点、広報費支出というところで、採用関連共通費案分額となっているのですけれども、これもやっぱり同じように、本部で一括して採用を行って、かかった費用については案分という形を取っているということでしょうか。

●社会福祉法人フラット

そのとおりでございます。

●会長

分かりました。

あと、もう1点だけお伺いしたいのですが、年度ごとに、基本的に支出、収入ともにおおむね費目も金額も同じということで、特に収入のほうは、現状で、ほぼフルフルで稼働しているので、これ以上向上はないということで納得したのですけれども。支出のほうで年度ごとに違う項目が一部ありますよね。

例えば、令和5年度ですと、企業及び備品取得支出ですね。これが法人本部PC購入費案分額と。次の6年度ですと、車両の購入、乗用車の購入があると。これについては、収入のほうで補助金も頂けるといっていますが、この超過分があると。7年度ですと、相談支援請求ソフトの更新料がかかるですとか、8年度も車両の購入がありますね。こちらはワゴン車の購入があると。最後、9年度ですと、防災用品買い替え分というのがあるわけですが、これらというのは、今回の指定管理料に含まれる相談支援の事業に係る費用と考えていいのでしょうか。

●社会福祉法人フラット

相談支援に直接費かと言われると、そうではございません。費用も含まれております。例えば、生活介護だけで使うものとか、車両に関しては、まさにそういったものがございませんので、そこにかからないものもございます。

●会長

分かりました。ありがとうございます。では、一旦大丈夫です。

ほかの方。

どうぞ。

●〇〇委員

2度目の登場になります。先ほど、〇〇先生からもお話がございました福祉関係は人が命だみたいな、その関連でちょっとお尋ねします。

15ページになります。御社の人づくりといいましょうか、非常にこれ自信を持っていらっしゃるというのは、すごく分かりました。そんな中で、収入そのものがある程度決められた水準でしか、なかなか確保しようがないという。こういう、言ってみれば、あまり自由度のない中であって、特にこの15ページの下3行に、いろいろな方々を確保していらっしゃるという、これが御社の強みだということでもあるのでしょうかけれども、このコス

ト的な意味でいうと、法人内部でのコストの配分の考え方ですとか、人材の確保、この辺り何か工夫をされていらっしゃるのとかがというのはあるのでしょうか。

●社会福祉法人フラット

ありがとうございます。

まず配分の考え方でございますけれども、福祉業界、確かに売上が、アッパーが決まってしまってやりづらいところはあるのですけれども、原則として、1事業所で成り立つフィーが出ておりますので、なので、10事業所を持つと、スケールメリットが持てるのですね。そういったところで、今大分、昔は本当にお金に苦勞して苦勞して、暖房つけなくてジャンパー着ていたみたいな、そんなこともあったのですけれども、今はもう大分そういうことがなくなりまして、お金の配分に関しては、やっぱり必要な専門職が必要であれば、そこに相場のフィーを払っていけるというような、特にそこまでお金のことを気にせずに、必要な福祉の人材を確保することができるというのがございます。

それと、人材確保の面でございますけれども、私たちのほうでも、中途のマネージャークラスというのが非常に採用をしづらい状態ではございます。なので、昨年度から新卒採用の基準を物すごく高くして、今5年でマネージャークラスまで育成できるような、ポテンシャルを持った学生だけを取っていくというようなことで方向を変えております。

人材採用につきましては、単純に数でいいますと、この年度、9月末の段階で330人中途採用の応募が来ております。新卒採用、来年の4月から入る者に関しては、エントリーが496人、面接の申し込みが202人、その中から内定者が9名ということですので、一応人は集まっていて、選んでいる状態ではございます。

●〇〇委員

本当に頭が下がるところです。今、役所では非常に人材確保に苦勞している。特に福祉分野の人材というのは、採用試験をやっても全然人が集まらないみたいな、そんなところが、苦しい状況が続く中であって、すごくうらやましいぐらい盛況なのだなと。本当に私が学びに行きたい、そんなことを思った次第です。ありがとうございました。

●〇〇会長

ありがとうございます。

その他、質疑等ございますでしょうか。

どうぞ。

●〇〇委員

〇〇と申します。

市民サービスの向上のところか、利用促進のところは何か所かで多分説明されたと思うのですが、受け入れに関して、ほかでは受け入れられないような方たちも受け入れるということで。ただ、定員というか、そういうのに限りはあると思うのですが、そうした中で受け入れを断らないというのは、どのようにしてやっているのか、お聞かせください。

●社会福祉法人フラット

おっしゃるとおりで、定員が溢れてしまうと、もう物理的に受けることがセンターではできない状態が起こっています。私たちは、市内を全体で俯瞰して考えたときに、まだ私たちの法人の中で、生活介護1か所、定員が空いているところがございます。これ時期が正確にはお伝えすることができないのですが、近々でもう1か所、生活介護を整備することを考えております。そうすると、市内に生活介護が4か所になります。

大事なことというのは、利用者さんが好きな場所で働くことができるという選択のことだと思っておりますので、今一定、障害者支援センター満タンでございますけれども、そこが整備されると、センターから移動する方もいらっしゃるかもしれません。そうすると、空いたところにまた市内の方が、卒業した方が入るという選択肢ができてきますので、こういうふうにセンターだけで見ずに、市内全体の私たちの事業を含めて展開を考えていつているつもりでございます。

●〇〇委員

分かりました。ありがとうございます。

●会長

ありがとうございます。

その他、質疑等ございますでしょうか。

どうぞ。

●〇〇委員

目の前の収支計算書を見ていて、令和元年、2年、3年と当期純利益並べて見ているのですが、御社としては、本来はどの辺の純利益が来るのがベストだと思っているのですか。

というのは、もちろん一般法人ならば、利益は大いにこしたことはないと思います。だけど、やはり福祉法人である以上、当然適正な利益というのがあるのだろうなとずっと思っていて拝見しておりました。ちょっと教えていただけますか。

●社会福祉法人フラット

御質問ありがとうございます。

私たちは、基本的に8%の収支を見込んでつくっております。これ上振れした理由は、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、財務基盤を整えるといったところも、その前の元年と30年に、施設整備が2億ぐらいが続いたのですね。なので、財務的に結構悪い状態ではあったのです。なので、キャッシュが少なかったんで、貯めるというところと。あと、令和4年度から9年度まで、5期連続で施設整備をするという計画を立てています。ですので、その意味でキャッシュを貯めるというような振り切った理念であったというところでございます。

なので、今期に関しては、恐らく着地が4,000万弱ぐらいになりますので、8%ぐらいで着地するような、4,000万弱ですね、3,000万ぐらいで着地しますので、大体そういうところの数字で、8%弱ぐらいでいくというふうに、予定どおりにいくと思っております。

私たち社会福祉法人になった理由が、NPO法人時代は、法人税で毎年1,000万、2,000万支払っていたのですけれども、社会福祉法人になって非課税になります。では、浮いたお金で何するのかといったときに、やはり施設建設に回すということを前提で、条件で市のほうに認可していただいたということがあるのですね。なぜ社会福祉法人になったのですか、なるのですかという理由を問われたときに。なので、そういうところを全て福祉に還元していくということの思いは、創業から変わっていないところでございます。

●会長

ありがとうございます。

質問等、ほかにございますでしょうか。大丈夫ですかね。

では、質疑のほうを以上で終わらせていただきます。

●事務局

ありがとうございます。以上をもちまして審査を終了いたします。長時間の説明、審査、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

それでは、これから採点及び委員間の討議をお願いいたします。

なお、討議については、自らの採点点数を明かすことのないように質疑や討議をいただきますようお願いいたします。

討議の際には、マイクのほうを使っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

●会長

では、採点に当たり、委員間で討議したいことがありましたら、挙手の上、発言をお願いいたします。

では、お願いします。

●〇〇委員

本日もどうもお疲れさまでした。ありがとうございます。

私も専門が会計とか税務とか、そちらのほうなので、私も1点だけ、収支計画のところで質問をさせていただいたところではございます。

ただ、二つに分けて質問させていただいて、後者のほうですね。いわゆる白井市のほうの今回選定する事業だけの数字があるかといったら、あるというふうにおっしゃっていたので。ただ、それ自体がここには載っていないわけなので、例えば、この評価をする審査票のところの一番最後の15番というところに、市の指定管理料の予定額の範囲内でありという、いわゆるこれ収支計算書の妥当性を判断する項目だと思うのですが。変な話、妥当性の判断しようがないというのが、多分現実的な私の意見でございまして。もしそれを判断するということであれば、白井市の指定管理の事業のところの支出の内訳、こういったものをないと、正確にはこの判断はできないと私は思っております。

ただ、今日この場で決めるということだったら、もう出された資料でしか判断できないので、ちょっと僕は悩んでいるところです。こうすべきではないかというのは一概には言えないのですが、皆さんどうでしょうかという問題提起、それだけちょっとさせていただいて、終わりにしたいと思います。

●会長

その点でいうと、私のほうで質問させていただいたところが関係するのですが、各年度で共通していない部分が、この相談事業に関係するのかというところを聞いたら、関係していないのがあるという話だったので、そうすると、これ抜いて考えないと、まずいのではないかなというのがあるのですね。

例えば、私が前半で質問した、本部で共通して発生しているものの案分額みたいなものについては、ある種の固定費というか共通費になりますので、相談事業についても一定の割合でかかっているというふうに考えれば、あってもいい項目なのですが、分かりやすいのが乗用車とかですよ。これ補助金で結構な割合、収入で入っているのですが、それでも相談事業に乗用車使うとはあまり思えないので、これをプラスしてB引くAが919万という話になると、この補助金で賄われなかった乗用車の購入費が充てられていると解されてもおかしくはない収支計算書になっているわけで、そういうのを考えると、若干、妥当性は下がるかなというのはいちよっと思っておりますね。

ただ、指定管理の制度的に、この相談事業だけを委託しているわけではないというところもありますので、施設単位で委託するということと、指定管理料を払うのは相談事業に対してのみというところを同時に考えるためには、施設全体の収支計算書を出していただ

くと。そこで施設全体としての収支がちゃんとバランスよくできているというところを確認すると同時に、指定管理料は妥当であるかというところを見るために、相談事業の単位でどのぐらいの収支になっているかというところを別途添付させていただかないと、恐らく正当な審査ができないと思いますね。

あと、欲を言えば、これ、たしか昨年度も言ったと思うのですが、この指定管理料を出すときに、どういう内訳でこの金額になったと考えているかという資料が欲しいですね。

例えば今回でいうと、相談事業の人員を考えるときに、計画相談のほうにあんまりリソースを割かれると困るということで、1人当たり何件というのが決まっていると思うのですね、決まっているとお話をいただいたと。ただ、それって、単純に人員を増やせば解決するわけではないですか。そうなると、逆に1人当たりの人件費がめちゃくちゃ低いんだけど、人員は大量に導入しているというやられ方をされてしまうと、形式的にクリアしてしまうのですね。それって趣旨的に困るではないですか、というのもあるので、この金額の妥当性というのを考える場合は、1人当たりの人件費がこの相談事業に案分された金額として、幾らを想定してこれを出しているというデータと、それに相当する事業者側からの1人当たりの案分で人件費は幾らを想定しているみたいなデータを突き合わせるということをしたいですね。

金額の妥当性の話では以上で。あと私のほうから、法人の財務的な健全性という話でいうと、特に問題はないかと思います。単純に貸借対照表ベースで現預金を相当、これ施設の改修を恐らく目的にしているのだとは思いますが、結構な現金預金があって、どのぐらいあるかという、固定負債をほぼ返せるぐらい直近であるというような感じですね。各年度の収支でいっても問題ない形で、利息もそんなに大きい割合ではないですし、直近で倒産することは恐らくないのだろうなと。売上の規模でいうと、大体3分の1弱ぐらいは、このセンターの売上になっていますので、重度の障害を持った方の受け入れ先がほかにないということから考えても、そんなに1年、2年で売上がぐっと減ということもないでしょうから、安全性という面では、特に懸念しなくていいのではないかなと思います。

私からは、所感としては以上になります。

どうぞ。

●○○委員

私も会計とかそういったほうのプロではないので、何ともはっきり分からないのですが、少なくとも指定管理料そのものの算出に関しての根拠はあまり見えなかったというのが、一番最初、担当課さんに質問させていただいた点です。何とも得体が知れない。収支を見ていても、確かに人数がいて、パートさんがいて、非常勤がいて、幾ら幾らという設定は分かるのですが、今日説明していただいた方は、理事長さんと副理事長さ

んで、では、理事長報酬どのぐらいもらっているのかとか、そういったようなものもはっきり分からない。団体の中でこういった報酬の比率が偏っているのかどうなのか、そういったようなものも分からない。

特に福祉分野というのは、非常に国等からの補助金も多い中で、団体として中身がはっきり分からなかったというのが現状です。

ただ、それはあくまで団体に対しての批評であって、指定管理者としてどうかという部分に関しては、妥当性としてはあるのだろうと。今までの実際の実績もあるということでの評価があるので、その辺、今回この採点票の中でどうやって評価したらいいのかなというのがちょっと疑問に思っているところです。

以上です。

●会長

その他、何かありますでしょうか。

お願いします。

●〇〇委員

私的には二つです。

まず、公募ということで、たまたま1者しか手を挙げる人がいませんでしたけれども、仮に2社とかあって、価格で、ここのフラットさん以外のほうが安かったとかいうことだって想定できるわけで、そういうときの御対応はどのように考えて公募に踏み切られたわけですか。

●担当課（障害福祉課）

私が勉強不足だったら申し訳ないのですが、価格の面の比較もあるとは思いますが、著しく低いということがあり得るのかどうか。

さっきお話があったとおり、福祉分野は人件費が大半であって、あとは人員配置要件に一定程度の実績を持った職員を配置してくださいというような条件設定もしている中で、価格が著しく低くて、それが決定の根拠になるというほどの差が生じるとは、想定はしておりませんでした。総合的に御判断をいただくという意味で、公募も可能ではないかという判断でした。

●〇〇委員

それで、私が思ったのは、福祉を受けている障がい者の方って、職員さん替わったら嫌だろうなと思っていたので、それでもあえて公募するのだと思ったのが実態でした。

二つ目なのですが、相談員さんの積算の根拠とかを出すに当たって、各事業所さ

んというのは、先ほどおっしゃったように、常勤換算を出すためにシフト表みたいなを出していると思うのです。市に出しているかどうか分かりませんが、法人では持っていると思うのです。常勤換算するために必要ですから。例えば、その中で生活相談員さんがどれぐらい市のこの業務に対して、人件費として、人件費というより時間を割いているかということは、確認しようと思えば確認できるのではないかなと思うのです。素人で私も恐縮ですけども、相談って、そんなに毎日毎日あるものでなければ、同じ人が相談員としてのお金は払われているけれども、実は法人の別のことをしていたということはあるとすれば、白井市がフラットさんの経営を助けているということになってしまいますから、要するに払い過ぎということですよ。そういう点で、ほかの委員からも出ているように、この積算根拠について御検討いただく価値は十二分に私もあると思います。御検討いただけますようお願いします。

●会長

それでいうと、今年度1件目の審査でもそうだったのですけれども、完全にサービスでは、どちらかというと、こちらのほうがいいのだけれども、金額でこっちが勝っているから、まさに14ですよ、今回です。指定管理料金及び収支計画書のところで、固定式、変動式で大体1人当たり三、四点ぐらい差がつくと。それでほぼひっくり返ったみたいなのが今年度第1回だったので。

それを考えたときに、ここって人件費下げれば下がるわけではないですかというのを考えると、先ほど言ったような、市が想定している人件費が幾らで、提案されている人件費が幾らでというのを比較したときに、単純に人件費を下げて、この14番の点を取りに行くと、違う人件費の充当率みたいなのが下がって点数が下がるみたいなことで帳尻を合わせていただかないと。サービスのほうはいいじゃないですか、サービスの評価があるわけですから、コストをけちってサービスが提供されない場合は、このサービスの評価で点が落ちるので、つり合いが取れると思うのですけれども。人件費についてはカットし得みたいな構造になってしまっているんで、そこを恐らく考えたほうがいいなという感じですね。とりわけ今回みたいな福祉施設の場合は、人件費をあんまり下げられると大変なことになるというのは、もう周知の事実みたいな話なわけですから、その辺は、ぜひ点数のほうで何とか帳尻を合わせたほうが、恐らくいいのではないかなという感じですね。

今回の話でいうと、価格とかの話でいろいろ言いましたけれども、私個人としては、利用者さんも継続を望んでいらっしゃるという事実もありますし、特に問題があるようには見受けられなかったんで、サービス等については、私は全体的にそこまで問題はないのではないかなというふうに所感を持っております。

ほかの方、いかがでしょうか。大丈夫ですかね。

では、採点のほうをしてもいいですかね。

●事務局

よろしいでしょうか。

それでは、採点票を回収します。委員氏名に漏れがないか、確認をお願いします。

これから事務局のほうが集計を行いますので、15 分間の休憩とさせていただきます。3 時 50 分まで休憩とします。

〔休憩：事務局集計〕

●会長

よろしいですかね。

それでは、集計結果が取りまとまったようですので、事務局のほうから報告をお願いします。

●事務局

それでは、事務局から審査結果について報告させていただきます。総評価点数が 584 点で、13 番の部分につきましては 43 点ということですので、1 人 5 点以上の 30 点を超えていますので、今回の審査の結果、合格ということになります。

以上となります。

●会長

ありがとうございました。

それでは、主な選定理由の決定を行っていきたいと思います。何か御意見ありますでしょうか。いかがでしょう。

●〇〇委員

皆さん、お疲れさまでした。ちょっと何かすっきりはしないのですけれども、しいて言うのだったら、サービスというところだけで判断をさせていただいたかなというような形で僕は評価させてもらった形です。

例えば、フラットさんがこれ不合格ですよとなったときに、そっちのほうで何か白井市さんとしても打撃を受けるのではないかなというところもありますし。ただ、実績の部分については、このフラットさんって、結構僕はいいかなというふうには思っておるので、総合的には合格というところでは、異議はございませんというところで、僕のコメントとさせていただきますと思います。

以上です。

●会長

ありがとうございます。

今の点でいうと、施設の目的である特に重度の障害を負った方の受け入れについて実績があるという点は、かなり評価できる点かなというふうに思っています。特に御説明の中にもありましたけれども、ほかに事業者がいらないということを考えると、フラットさんが応募してくてくれたというのは相当ありがたいというか、不可欠だと思いますので、この施設を継続していくという点でも、フラットさんというのは実績もあって、現に今までやってきたというところもあり、採用というか合格ということでもいいのではないかなというのは理由になるかと思います。

あと何かありますか。

●〇〇委員

保護者からの要望もあり、かなり信頼されている。

●会長

そうですね。現行の利用者からの支持もあるという点は、これ言っているのですかね。

●〇〇委員

大きなクレームが少ないとか。

●会長

現行で円滑な運営ができているという点にしますか。

●〇〇委員

先ほどから会長もずっと御指摘していた点。自分がその昔、施設担当課にいたときに、何か同じような話をずっと聞いていたような気がするなと思って。当時、自分どうやってそのところをクリアしていたのだろうと。はっきり覚えてはいないのですけれども、法人の決算書とかというのとは別に、指定管理の建物だけで作ってもらっていたような気がするのですよね。それで見ていたのかなとか。

●〇〇委員

拠点別に予算書や決算書を作成しているというふうにおっしゃっていました。

●〇〇委員

言っていましたよね。

なので、これは今後の改善として、ちょっと工夫してみる。

●〇〇委員

でないと審査ができない。

●〇〇委員

自分も、ない頭絞って、昔どうしていたかしらというのをもう一回振り返ってみたいと思うのですけれども。たしか何か個別に作ってもらっていたような気がするのですよね。そうじゃないと、絶対解き明かせないですもんね。

●事務局

市としてこういったものを想定しているということに対して、事業者さんがどういうふうに考えているかとか、妥当かどうかというのを判断できるような資料が必要なのかなと。

●会長

あと選定理由ですけれども、何かあともう1点ぐらい欲しいですが。

1点目とかぶってしまうかもしれないですけれども、理念として、重障者の受け入れだけではなくて、受け入れた後のサービスについて、売りにしているように、あたりまえのことをあたりまえにできるようにということで、最低限以上のサービスを提供しようとしているみたいなスタンスは評価できるところかなというふうに思います。

●〇〇委員

利用者からの支持があるというやつは、利用者の評判がいいぐらいのほうがいいかもしれないです。支持って積極的に言っちゃうと、あくまでもこちら側は客観的に見たということ。

●〇〇委員

私は、福祉サービス事業における理念がすばらしいなと思って拝聴していました。

●会長

3点目になりますかね。

●〇〇委員

不勉強で申し訳ないのですけれども、こういう場合の文章における障害者の「がい」は、あの害でいいのですか。ひらがなではなくて。

●会長

これは、募集要項のところに表記ゆれがあったのですけれども、恐らくひらがなになると思います。

●事務局

では、ありがとうございます。この辺りで。

答申案につきましては、答申書として体裁を整えて会長にまた最終的に確認をしていただきまして、最終決定というふうにさせていただきたいと思います。

そうしましたら、今後のスケジュールについて再度説明させていただきます。

この後、10月中旬、答申を基に市の決定。11月の下旬に12月議会に提案。12月中旬に議決。1月から3月に協定書の協議、締結。そして、令和5年4月1日からの指定期間の開始となります。後日、会議録の確認をお願いすることになりますので、大変お手数ですが、またよろしく願いいたします。

事務局からは以上になります。

●会長

ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、令和4年度第2回白井市指定管理者選定審査会を閉会といたします。皆様、お疲れさまでした。